

# 岐阜県公報

第二千六百三十二号  
平成二十七年三月二十日

(金曜日)

## 目次

### 規 則

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 一八二  
 岐阜県種畜等譲渡規則の一部を改正する規則 (農政課) 一八二  
 岐阜県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則 (治山課) 一八二

### 告 示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定 (地域福祉国保課) 一八三  
 指定訪問看護事業者等の指定 (同) 一八三  
 指定訪問看護事業者等の所在地の変更届出 (同) 一八四  
 指定医療機関の廃止の届出 (同) 一八四  
 指定医療機関の休止の届出 (同) 一八四  
 指定医療機関の指定辞退 (同) 一八五  
 介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定 (同) 一八五  
 指定介護機関の名称等の変更の届出 (同) 一八六  
 指定介護機関の廃止の届出 (同) 一八八  
 道路の区域変更 (道路維持課) 一八八  
 道路の供用開始 (同) 一八八  
 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 一八九  
 土砂災害特別警戒区域の指定解除 (同) 一九〇  
 介護保険指定居宅サービス事業所の指定 (高齢福祉課) 一九〇

### 公 示

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止 (同) 一九一  
 介護保険指定居宅介護支援事業所の指定 (同) 一九一  
 介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止 (同) 一九一  
 介護保険指定介護予防サービス事業所の指定 (同) 一九二  
 介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止 (同) 一九二  
 試料の試験結果 (畜産課) 一九三  
 土地改良区の設立認可 (農地整備課) 一九四  
 土地改良事業計画の変更の適当の決定 (同) 一九四  
 基本測量の実施 (用地課) 一九四  
 公共測量の終了 (同) 一九四  
 開発行為の工事の完了 (建築指導課) 一九六  
 土地改良区役員の就任 (岐阜農林事務所) 一九七  
 土地改良区役員の退任及び就任 (揖斐農林事務所) 一九七  
 土地改良区の定款変更認可 (同) 一九七  
 土地改良区役員の就任 (東濃農林事務所) 一九八

規則

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

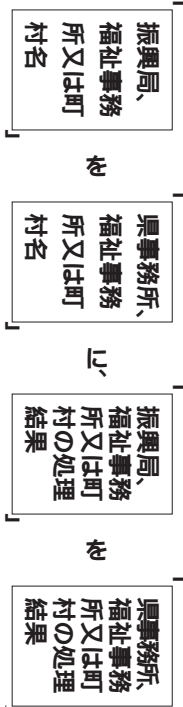
平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五号

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）の一部を次のように改正する。



に改める。

別記第五号様式聴覚・平衡・音声・言語又はしゃく機能障害の状態及び所見の様

状中「2 「平衡機能障害」の状態及び所見  
「(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況  
(注) 2級と診断する場合は、記載すること。」  
を」に

2 「平衡機能障害」の状態及び所見  
に改める。

附則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県身体障害者福祉法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県身体障害者福祉法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県種畜等譲渡規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六号

岐阜県種畜等譲渡規則の一部を改正する規則

岐阜県種畜等譲渡規則（昭和五十五年岐阜県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式注中「（種牛の場合に於ては、種牛の検査又は種牛の検査、種豚の場合に於ては、種豚の検査又は種豚の検査、種ひな及び種卵の場合は、種鶏の研究部）」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七号

岐阜県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県土採取規制条例施行規則（昭和四十八年岐阜県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条に定める法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改め、同条第二項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、同項に次の一号を加える。

二十 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）で定める基準に従い、市町村が定める条例の規定による許可に係る土の採取

附 則  
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
北方アイクリニック	本巣郡北方町平成三 一五	平成二六・一一・一
赤座医院 上印食診療所	羽島郡岐南町上印食七 一二	平成二六・一二・二八
あいはら医院	不破郡垂井町栗原一五四九	平成二七・一・一
田原歯科医院	可児郡御嵩町中二四四四 三	同
とし歯科医院	不破郡垂井町二七三八	同
ごとう歯科・矯正歯科	瑞浪市益見町二 一二六	同
ライン調剤薬局 倉知店	関市倉知八三〇	同

日本調剤 美濃加茂薬局	美濃加茂市古井町下古井字塚原二五五八 一一	同
中津川調剤薬局	中津川市駒場字西山一六六六 三七七四	同
中津川調剤 きたの薬局	中津川市中津川字北野七七七 三一	同
みずたに歯科	不破郡垂井町宮代字政所六六一 六	同
国民健康保険 関ヶ原病院	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原二四九〇 二九	同
ささき歯科	多治見市前畑町四 一二一 三	平成二七・一・二〇
佐藤歯科	大垣市林町五 一八	平成二七・一・二七
乗政診療所	下呂市乗政一〇一	平成二七・二・一
たけのこ歯科医院	美濃加茂市下米田町今八 一	同
高山赤十字病院	高山市天満町三 一一	同
本巣市国民健康保険 根尾診療所	本巣市根尾樽見八〇	同
クスリのアオキ 薬局	各務原市蘇原東島町三 五七	同

岐阜県告示第百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇



た旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

名 称 所 在 地 休 止 年 月 日  
 陽 光 診 療 所 高山市新宮町七一五 一 平成二六・一二・二八

岐阜県告示第百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称
特定医療法人フェニックス	各務原市鷺沼各務原町六五〇	介護予防短期入所療養介護	老人保健施設サンバレーかかみ野
M&N、sコミュニケーションズ株式会社	大垣市稲葉西二一三六	訪問介護	定期巡回随時対応型訪問介護看護トータル訪問ケアWEST
医療法人社団鼎会	郡上市八幡町中坪一七	介護予防通所リハビリテーション	通所リハビリテーションひだまり
社会福祉法人敬天会	郡上市白鳥町為真一八七八一	通所介護	デイサービスセンターアットホームしるとり

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

名 称 所 在 地 指 定 辞 退 年 月 日  
 田中矯正歯科医院 大垣市郭町三二二五 平成二七・一・一五

岐阜県告示第百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業所等の所在地	指 定 年 月 日
各務原市須衛町三一三六	各務原市須衛町三一三六	平成二六・一二・一
大垣市南若森五一	大垣市南若森五一	同
郡上市八幡町中坪一七	郡上市八幡町中坪一七	同
郡上市白鳥町為真一八七八一	郡上市白鳥町為真一八七八一	同

岐阜県告示第百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用す

社会福祉法人敬天会	郡上市白鳥町為真一八	介護予防 通所介護	デイサービスセンターアットホームしるとり	郡上市白鳥町為真一八	同
社会福祉法人敬天会	郡上市白鳥町為真一八	短期入所 生活介護	介護老人福祉施設アットホームしるとり	郡上市白鳥町為真一八	同
社会福祉法人敬天会	郡上市白鳥町為真一八	介護予防 生活介護	介護老人福祉施設アットホームしるとり	郡上市白鳥町為真一八	同
社会福祉法人大和社会福祉事業センター	関市春里町三三三	通所介護	指定通所介護事業所ハートシティ中濃の社	関市富之保四〇九六	平成二七・一・一
社会福祉法人大和社会福祉事業センター	関市春里町三三三	介護予防 通所介護	指定通所介護事業所ハートシティ中濃の社	関市富之保四〇九六	同
山下美紀	岐阜市六条四八一	居宅療養 管理指導	みんなのいぶきクリニック	大垣市見取町一八〇	同
山下美紀	岐阜市六条四八一	介護予防 居宅療養 管理指導	みんなのいぶきクリニック	大垣市見取町一八〇	同
アポロメディカルホールディングス株式会社	東京都豊島区南大塚二四五八	居宅療養 管理指導	アイランド薬局 穂積店	瑞穂市牛牧八一六五	平成二七・一・二〇
アポロメディカルホールディングス株式会社	東京都豊島区南大塚二四五八	介護予防 居宅療養 管理指導	アイランド薬局 穂積店	瑞穂市牛牧八一六五	同
フジ・エステート有限公司	大垣市荒尾玉池二四〇	介護予防 短期入所 生活介護	ケアサービスセンターいずみ	大垣市長松町八四四	平成二七・二・一
株式会社セイヨウトレーディング	岐阜市日置江七七	介護予防 訪問看護	訪問看護ステーションまごころ	安八郡輪之内町南波字村内三八〇一	同
有限会社ワオン	羽島市上中町中五二二	小規模多 機能型居 宅介護	有限会社ワオン小規模多機能ホームわおん新芽	羽島市福寿町平方二四八〇	同
有限会社ワオン	羽島市上中町中五二二	介護予防 小規模多 機能型居 宅介護	有限会社ワオン小規模多機能ホームわおん新芽	羽島市福寿町平方二四八〇	同

る同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関からその名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
有限会社 三貴志	大垣市小泉町三三七	訪問看護	訪問看護ステーション一歩	新 大垣市小泉町三三七 旧 大垣市南瀬町四九二一	平成三三・九・二〇
株式会社サーラ	新 郡上市八幡町相生二二〇四一 旧 各務原市蘇原花園町三四	短期入所生活介護	サーラ 郡上	〇郡上市八幡町相生三三〇四一	平成二四・八・一
株式会社サーラ	新 郡上市八幡町相生二二〇四一 旧 各務原市蘇原花園町三四	介護予防短期入所生活介護	サーラ 郡上	〇郡上市八幡町相生三三〇四一	同
株式会社サーラ	新 郡上市八幡町相生二二〇四一 旧 各務原市蘇原花園町三四	特定施設入居者生活介護	サーラ 郡上	〇郡上市八幡町相生三三〇四一	同
株式会社サーラ	新 郡上市八幡町相生二二〇四一 旧 各務原市蘇原花園町三四	介護予防特定施設入居者生活介護	サーラ 郡上	〇郡上市八幡町相生三三〇四一	同
合同会社S・K・カンパニ	〇羽島市竹鼻町蜂尻三七二二	通所介護	新 リハブライド岐阜羽島 旧 レッツ倶楽部S・K・羽島	羽島市正木町新井字四八一	平成二七・一・一
合同会社S・K・カンパニ	〇羽島市竹鼻町蜂尻三七二二	介護予防通所介護	新 リハブライド岐阜羽島 旧 レッツ倶楽部S・K・羽島	羽島市正木町新井字四八一	同

岐阜県告示第九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

居宅介護事業者等の名称  
居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービス  
居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

岐阜県知事 古田 肇

合同会社 大地  
大垣市南類町三 六七  
訪問介護  
訪問介護ステーション大地  
大垣市南類町三 六七 同

訪問介護  
訪問介護ステーション大地  
大垣市南類町三 六七  
平成二六・一一・三一

岐阜県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	可土 児岐線	土岐市泉町久尻字丸石一四六一番一七地先から同市同町同字五斗蒔一四五四番一地先から	前 一・四 三・〇	後 一・三 三・〇	一八〇・〇	

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
一般国道	二百五十六号	山県市高木字戸羽一三四四番一七地先から同市西深瀬字村前一二一〇番一七地先まで	一七〇・〇	平成二七・三・一〇	平成二七・三・三



岐阜県告示第百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	高惣 鷲則線	郡上市高鷲町大鷲字岩高二八四九番一地从先から	同市同町同字前田二四〇番一地从先まで	一三三・二	平成二七・三・二〇	平成二五・六・二〇

岐阜県告示第百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
-------	-----	---	---	----------	---------	-----------------------

県道	可土 児岐線	土岐市泉町久尻字丸石一四六一番一七地从先から	同市同町同字五斗時一四五四番一地从先まで	一八〇・〇	平成二七・三・二〇	平成二七・三・二〇
----	-----------	------------------------	----------------------	-------	-----------	-----------

岐阜県告示第百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	白下 川呂線	下呂市門和佐字芋沢上一四五〇番一地从先から	同市同町同字萱場一七五一番一地从先まで	五〇・〇	平成二七・三・二〇	平成二七・三・二〇

岐阜県告示第百九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柿洞谷	岐阜市粟野台	次の図のとおり	土石流
順手洞谷	岐阜市粟野台	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
琴塚谷	各務原市那加桐野町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び各務原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十六年岐阜県告示第六百二十七号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北屋敷	岐阜市西秋沢	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十條第一項の規定に基づき同法第四十條第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八條第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 月 日 定
株式会社ヤマト 株式会社ヤマト	ヤマト訪問看護ステーション	美濃加茂市田島町一四七	訪問看護	平成 二七・二二五
株式会社ハロライフ	やさしい時間りんごデイサービスセンタ	可児郡御嵩町上恵土六一七番地四	通所介護	平成 二七・二二五

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会	福祉の館デイサービス長沢	大垣市長沢町二丁目八八八番地一	通所介護	平成二七・二・一
医療法人社団 けやき会	であいらんど デイセンター	各務原市鵜沼西町三丁目一三五番地	通所介護	平成二七・二・六
あかねケアホールディング ス株式会社	特定施設入居者生活介護 小瀬の杜あかね	関市小瀬一五〇五番一	特定施設入居者生活介護	平成二七・二・六
高木建設株式会社	高木建設株式会社福祉部	不破郡垂井町府中二二三三番地	福祉用具貸与	平成二七・二・六
高木建設株式会社	高木建設株式会社福祉部	不破郡垂井町府中二二三三番地	特定福祉用具販売	平成二七・二・六
有限会社瓊泉 会太陽	瓊泉会太陽訪問看護事業所	多治見市幸町四四一五 コーポA一	訪問看護	平成二七・二・六
株式会社ハルス	はるす訪問入浴サービス	恵那市長島町永田三三七三 三八大洞ビル二〇三号室	訪問入浴介護	平成二七・二・六

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十九条第一項の規定に基づき同法第四十六条第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 恵母の会	総合相談支援センターおもいやり	羽島市正木町不破一色五四二番地プログレス二二階一号室	居宅介護支援	平成二七・二・一
社会福祉法人 秀成会	居宅介護支援事業所サフィール	各務原市蘇原六軒町三丁目一六番地YASURAGI二〇一号室	居宅介護支援	平成二七・二・一
合同会社空	介護相談所空	養老郡養老町鷺巣八二番地六	居宅介護支援	平成二七・二・一

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人	大垣市社会福祉	大垣市墨俣町墨俣二一四一	居宅介護	平成

大垣市社会福祉協議会	社協議会 居宅介護支援 事業所	番地一	支援	二七・二一
医療法人社団 けやき会	であいらんど	各務原市鷺沼西町三丁目一三五番地	居宅介護 支援	平成 二七・二六
有限会社瑠泉 会太陽	瑠泉会太陽指 定居宅介護支 援事業所	多治見市幸町四 四一五 コーポA一	居宅介護 支援	平成 二七・二六
株式会社エリ アサポートシャ パン	エリアサポー トケアブラン センター多治 見	多治見市喜多町二丁目二レ ジデンスムラセー〇一〇号	居宅介護 支援	平成 二七・二六
医療法人桜遊 会	墨俣介護支援 センター	大垣市墨俣町上宿八七四	居宅介護 支援	平成 二七・二六

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二第一項の規定に基づき同法第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定期日
株式会社ヤマ ト	ヤマト訪問看 護ステーション	美濃加茂市田島町一 一四七	介護予防 訪問看護	平成 二七・二五
株式会社ハロ ーライフ	やさしい時間 りんこデイサ ー	可児郡御嵩町上恵土六一七 番地四	介護予防 通所介護	平成 二七・二五

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定に基づき指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 大垣市社会福 祉協議会	福祉の館デイ サービス長沢 センター	大垣市長沢町二丁目八八八 番地一	介護予防 通所介護	平成 二七・二一
医療法人社団 けやき会	であいらんど デイセンター	各務原市鷺沼西町三丁目一三五番地	介護予防 通所介護	平成 二七・二六
あかねケアホ ールディング ス株式会社	特定施設入居 者生活介護 小瀬の杜 あ かね	関市小瀬一五〇五番一	介護予防 特定施設 入居者生 活介護	平成 二七・二六
高木建設株式 会社	高木建設株式 会社福祉部	不破郡垂井町府中二二三三 番地	介護予防 福祉用具 貸与	平成 二七・二六
株式会社ハル ス	はるす訪問入 浴サービス	恵那市長島町永田三七三 三八大洞ビル二〇三号室	介護予防 訪問入浴 介護	平成 二七・二六
高木建設株式	高木建設株式	不破郡垂井町府中二二三三	特定介護	平成

会社	会社代表取締役	経理	予防福祉 用具販売	三才・三才
----	---------	----	--------------	-------

鷹森の塩鱈塩素

鷹森の安全性の確保及び品質の改善に関する法建（昭和三十八年法建第三十三号）第  
五十六條第七項の規程に「ちび」は昭和三十六年十一月二日迄に於てなされた鷹森の塩鱈の塩素の検  
査は公衆への。

平成二十七年三月十四日

岩手県岩手市 田 田 謙

製造事業場等 の名称及び地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年	試験項目	違反 及び 内容
豊橋飼料株式 会社工場 愛知県豊橋市 明海町5番地 の9	各務原市藤原 の1 瑞雲飼料株式 会社 岐阜ス トックホート	エルト乳牛用配 合飼料 ハイリード	H26.10	養成分等 粗たんぱく質 粗脂肪、灰分、 繊維、粗繊維 カルシウム、 リン	無
同上	同上	エルト肉牛肥育 用配合飼料 ぎふ配合	H26.10	同上	無
同上	同上	エルト種豚用配 合飼料 なでしこ	H26.10	同上	無
同上	同上	エルト子豚育成 用配合飼料 We	H26.10	同上	無
全農酪農飼料 株式会社 東海工場 愛知県豊橋市 豊津浦町の8	美濃市生櫛47 2 美濃酪農農業 協同組合	ぎふスペシャル	H26.10	同上	無
同上	同上	ぎふCF	H26.10	同上	無

同上	同上	なからM前期	H26.11	同上	無
株式会社毛利 産業 豊津市 岐阜津秋江字 海江東2350番 地1	安八郡輪之内 町四郷五反田 2728 株式会社毛利 産業	グラソノイード	H26.10	同上	無
豊商事株式 会社工場 本岐阜南三宅 岐阜南三宅9 丁目189番地	羽島郡岐南町 18 9番地 豊屋商事株式 会社	豊印配合飼料大 すう用	H26.11	同上	無
同上	同上	豊印配合飼料幼 すう用	H26.11	同上	無
同上	同上	産卵マツシユ	H26.11	同上	無
日清丸紅飼料 株式会社工場 豊津南2番 地3	各務原市須衛 町4番地 協同組合 送	日清丸紅印配合 飼料成鶏用 シエル・クイ ン17	H26.11	同上	無
同上	同上	日清丸紅印配合 飼料のり種鶏前 期	H26.11	同上	無
JA東日本 みあい飼料株 式会社工場 愛知県北知 多市16番地	各務原市各務 山の前町2 352 JA東日本 みあい飼料株 式会社各務 原	肥育に一番	H26.11	同上	無
同上	同上	ハイコーソプレー ケケルソラ	H26.11	同上	無
同上	同上	ひだっこ	H26.11	同上	無
同上	同上	とり玉17	H26.11	同上	無

土地改良区の設立認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、次の土地改良区の設立を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	瑞浪中部土地改良区	施行に係る地区名	瑞浪中部地区	認可年月日	平成二七・三・一一
--------	-----------	----------	--------	-------	-----------

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	下池西部土地改良区	施行に係る地区名	養老津老津町	縦覧場所	海津市役所 養老町役場	縦覧期間	平成二七・三・二〇から 同 二七・四・一七まで
------	-----------	----------	--------	------	-------------	------	----------------------------

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量及び国土広域情報修正測量）

三 作業期間

平成二十七年四月一日から

同 二十八年三月三十一日まで

四 作業地域

岐阜県内

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ作成）

三 作業期間

平成二十六年八月二十三日から

同 二十七年二月二十七日まで

四 作業地域

多治見市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量(基準点測量)

三 作業期間

平成二十六年十月三十日から

同 二十七年二月二十七日まで

四 作業地域

多治見市富士見町、池田町、太平町、音羽町及び白山町

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量(都市計画基本図作成)

三 作業期間

平成二十六年六月十一日から

同 二十七年二月二十七日まで

四 作業地域

岐阜市長が指定する場所

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量(空中写真測量)

三 作業期間

平成二十六年十月十五日から

同 二十七年三月三日まで

四 作業地域

岐阜市

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により瑞浪市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

<p>同 岐阜西建築第四号の七 同 二六・一〇・二二</p>	<p>同 岐阜西建築第三号の二 同 二六・一〇・二四 同 岐阜西建築第一三号 の三五 同 二七・一・二三</p>	<p>岐阜県指令岐阜建築第一 号の六 平成二六・七・九 同 岐阜西建築第一三号 の三三 同 二七・一・八</p>	<p>開発許可(変更許可) 番号及び年月日</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる 地域の名称</p>	<p>公共施設の 種類</p>	<p>公共施設の 位置及び区 域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>羽島郡笠松町北及字高坪一五七二番一</p>	<p>道路</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	
<p>同 岐阜西建築第一三号 の三五 同 二七・一・二三</p>	<p>同 岐阜西建築第三号の二 同 二六・一〇・二四 同 岐阜西建築第一三号 の三五 同 二七・一・二三</p>	<p>羽島市正木町曲利字村前一一九五番一、 一一九五番二、一一九六番一及び一一 九六番二</p>	<p>道路</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	
<p>岐阜市長住町五丁目八番地 國六株式会社</p>	<p>下呂市金山町東沓部三三二一番地 株式会社伊田屋 代表取締役 河 尻 吉 雄</p>	<p>下呂市金山町東沓部三三二一番地 株式会社伊田屋 代表取締役 河 尻 吉 雄</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	

- 瑞浪市
- 二 作業種類  
公共測量(空中写真測量)
- 三 作業期間  
平成二十六年八月七日から  
同 二十七年二月二十七日まで
- 四 作業地域  
瑞浪市

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により養老町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
養老町
- 二 作業種類  
公共測量(数値図化、数値地形図修正及び都市計画基本図作成)
- 三 作業期間  
平成二十六年八月一日から  
同 二十七年二月二十八日まで
- 四 作業地域  
養老郡養老町

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇



同飛建築第四六号  
 同 一三・一一・二八  
 同飛建築第六七号  
 同 二四・五・一五  
 同飛建築第六七号の  
 二  
 同 二四・一一・三〇  
 同飛建築第二九号  
 同 二六・一一・一〇

下呂市金山町戸部字船野四三五〇番四  
 ○外二七筆のうち第二工区

道路・緑地・  
 水路・消防  
 の用に供す  
 る貯水施設

同

代表取締役 國井重宏  
 東京都港区浜松町二丁目四番一号 世界貿易センタービル  
 カヤバ工業株式会社  
 代表取締役 臼井政夫

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住 所
山県用水区	平成二七・三・九	監事	町野寛孝	岐阜市門屋 三〇〇番地一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
西濃用水区連合	平成二六・二・二四	理事	山田五男	大垣市南市橋町 一六六〇番地一
西濃用水区連合	平成二七・三・三	同	清水正	安八郡神戸町大字南方 一五九番地

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住 所
西濃用水区連合	平成二七・三・四	理事	細野幸雄	揖斐郡揖斐川町上三野 三二七番地
西濃用水区連合	平成二七・三・四	同	増田清見	大垣市草道島町 二九二番地一
西濃用水区連合	平成二七・三・四	同	傍島一	安八郡神戸町大字瀬古 二九六番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
土地改良区	

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区	地名	就任年月日	役名	氏名	住 所
瑞浪中部 土地改良区	瑞浪	平成二七・三・三	理事	遠山 英俊	二六四〇番地
同	同	同	同	永井 研	二六七九番地
同	同	同	同	加藤 満	二六二六番地
同	同	同	同	桑原 昇	二五〇〇番地の六
同	同	同	同	中村 恵嗣	三一九二番地の三
同	同	同	同	土屋 浩二	二九五一番地
同	同	同	同	大塚 富也	四三九四番地
同	同	同	同	鷓飼 健二	三四九六番地
同	同	同	同	監事 永井 二三男	二五九五番地
同	同	同	同	加納 賢二	二七 四番地の六

平成二十七年三月二十日発行

発行者 発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社